

(様式 1)

泉大教政第84号

令和6年6月24日

文部科学大臣 殿

泉大津市長 南出 賢一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

泉大津市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

令和6年度（1年間）

(担当)

泉大津市教育委員会事務局教育部教育政策課

住所：大阪府泉大津市東雲町9番12号

電話：0725-33-1131

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 老朽化対策を図る整備

築後55年以上経過した上條小学校の校舎(耐力度点数3,870点)を改築する。
築後45年以上経過した小津中学校において、長寿命化改良工事を実施し、施設の長寿命化を図る。

※個別施設計画等の他の計画において、施設整備計画期間中の老朽化対策のための目標を定めている場合には、当該他の計画を引用することができる項目

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備

上條小学校校舎のアスベスト対策工事を実施し、法令適合させて安全な教育環境を確保する。

(3) 教室不足の解消等を図る整備

・戎小学校において、冷暖房設備及び高圧受電設備の更新工事を実施する。
・東陽中学校において、冷暖房設備を設置する。
・誠風中学校において、冷暖房設備を設置する。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

- ・給食調理場の無い誠風中学校及び小津中学校において調理場を新築し、安全な学校給食を実現する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

※地方公共団体において策定・公表する既存の類似計画に同旨記載がある場合には、当該地方公共団体の判断により任意に記載することができる項目

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等	学校等
小学校	8 校
中学校	3 校
義務教育学校	校
中等教育学校(前期課程)	校
特別支援学校(小学部及び中学部)	校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。)	6 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。)	校
教員及び職員のための住宅	戸
学校給食施設	単独校調理場
	共同調理場
スポーツ施設	学校水泳プール
	学校武道場
	社会体育施設

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画※1	有	令和3年3月
国土強靭化地域計画※2	有	令和4年3月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画。

なお、『個別施設計画』として策定していない場合でも、個別施設計画に記載すべき事項を他の類似の計画により確認できる場合(学校施設と他の公共施設とをあわせた計画を策定している場合等)には、「策定済」とすることとする。

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画期間経過後に目標達成度を本市ホームページで公表する。

(様式3)

6. 施設整備計画の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項(学校ごと)